

答申行政第123号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年7月31日付け、備前局建第721号で行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和6年7月29日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「香登川 瀬戸内市服部富岡西橋を中心に桜の木を植えている。県有地の川に植えているが、その経緯とその後の指導に係る文書並びに指導内容がわかる物」の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）として、香登川（瀬戸内市服部富岡西橋）を中心に桜の木が植えられている経緯と指導に関する文書と特定した上で、本件対象公文書は、作成していないため保有していないことを理由に本件処分を行い、令和6年7月31日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和6年8月7日付けで、実施機関に対して審査請求を行うとともに、令和6年11月1日付けで補正された審査請求書を提出した。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、令和7年2月5日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

令和6年7月31日付け、備前局建第721号で審査請求人に対して行った、公文書非開示決定処分を取り消し、全部を開示決定する、との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

令和5年7月から、香登川堤防河川敷に桜が植えられている経緯や指導状況について教えてほしいと備前局に問い合わせをしていたが、まったく回答がなかった。

行政の対応として、経緯や指導に関するメモぐらいは作っておくべきであり、備前局が何も文書はないと言っているのは誤りで、本当は存在するはずだと考えるから。

(2) 反論書

実施機関は、瀬戸内市に対し電話で聞き取り調査を行ったところ、当該桜が河川管理上の支障となる恐れがある場合には市が対応するとの回答が得られたとするが、そのような重要な取決めを、どのように対応するか、また開示請求を求めたが、その記録がないと内容を示していない。

瀬戸内市の担当課長に確認したが、市が対応すると回答していないとのことだった。県有地から生えている木の管理を市がするわけがない。川に木が倒れる等、河川に影響があった場合は、当然県が撤去をするのであって、市が対応するとは絶対言わない。

仮に市が桜を管理する場合でも、県は何もしないまま桜が生えているのを見逃ごしていいわけではなく、市が対応するなら書面等を交わしておくべきだし、電話で聞いたことだけで何も対応せず、ましてや記録も残さないというのは不適切な事務であり、非開示決定とした理由としておかしいと思う。

(3) 意見陳述

瀬戸内市の旧長船町は、水害に悩まされている町である。旧長船町には香登川と干田川という2つの大きな県管理河川があり、盆地状なので川の水は最終的に1か所に集まり、排水機場の強制排水ポンプで吉井川に排水している。

香登川の流域をきれいにしようと、自分もメンバーである「〇〇〇〇」が活動しており、県に届け出をして旧長船町服部地区の香登川の左岸の木を伐採しているが、右岸では桜の木が約100本植えられており、整合性が取れていない。

桜の木が植えられている場所は、河川の中であり、河川管理を放っておいて、平成30年豪雨災害の真備と同じように人災が起きてしまったらと、地元のみんなが心配している。川を流れてきた木の枝が橋の橋脚に引っかかったら、旧長船町は一発で浸水してしまう。法面からすぐの川の水面に落ちるような場所に桜の木を植えるべきではない。

備前県民局建設部管理課は、「桜の木は瀬戸内市が管理する。」というが、市の担当課長に尋ねたところ、市が対応すると回答していないとのことだった。備前県民局の職員は、市の担当課長に言ったのかもしれないが、担当課長は納得していないし、電話で約束したというのは、あまりにもレベルがおかしい。

桜の木の管理をどうするかは、電話でのやり取りで決めるような話ではなく、市が管理するなら、瀬戸内市長と岡山県知事の間で、公文書として「この部分の桜については市が管理する」旨の協定書を作成して取り交わすべき内容である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

本件開示請求は、令和6年7月29日に審査請求人から備前県民局建設部管理課に

出されたものであり、瀬戸内市服部地内の香登川への桜植樹に関する経緯及びその後の指導が分かる公文書について行われたものであるが、本件開示請求に係る公文書は作成していないことを理由として開示しないことを決定し、審査請求人に通知した。

瀬戸内市服部地内の香登川に桜が植えられていることについては、令和6年4月に地元住民から情報提供を受け、河川区域内への植樹については河川法の許可を要する行為であることから、同月、当課から植樹を行った団体及び桜の苗木を交付した瀬戸内市役所に対し電話で聞き取り調査を行ったところ、当該桜が河川管理上の支障となるおそれがある場合には市が対応するとの回答が得られたため、平成10年6月19日付け建設省河治発第44号河川課長通知「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について」内の「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」（以下「国基準」という。）で示されている「民間団体等については植樹した樹木が地方公共団体等に引き継がれること等によりその維持管理が確実に行われるもの」に該当し、今後市から河川法の許可申請が出されるよう調整する必要はあるが、一旦対応は終了したものと認識していたことから、令和6年7月時点では河川管理上特段支障がないものと整理し、植樹を行った団体に対する指導は行っておらず、経緯が分かる記録の作成もしていなかったため、文書不存在として非開示決定を行ったものである。

弁明書で「市が対応するとの回答が得られた」と記載していることについて、審査請求人は、県有地に生える桜の木の管理を市が対応すると言う訳がないと主張しているが、一般に、河川法の占用許可を行う場合は、許可条件として、許可受者に対し適切な維持管理を求めるとともに、河川管理施設を損傷した場合の原状回復義務を課すこととしており、瀬戸内市が許可受者となる場合には、当然に市が桜の木の管理を行うことになるため、市が対応するとは絶対言わないとの指摘は適當ではないと考える。

また、市が対応するなら書面等を交わしておくべきであり、電話で聞いただけで記録を残さないというのは不適切な事務であるとの指摘もあったが、先述のとおり、市が占用許可物件である桜の木の管理を行うのは、市から占用許可申請がなされ、当該申請に対して占用許可を行うやりとりにおいて書面で交わされるものであり、市との電話のやりとりの記録を残していないことは不適切な事務であるという指摘は適當でないとする。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第11条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

（開示請求に対する決定等）

第11条 略

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを

含む。次項において同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

3 略

3 本件処分の非開示理由である「不存在」との説明の妥当性等について

審査請求人は、桜の木の管理をどうするかは、電話でのやり取りで決めるような話ではなく、行政の対応として、経緯や指導に関するメモぐらひは作っておくべきであり、実施機関が何も文書はないと言っているのは誤りで、本当は存在するはずであり、仮に市が桜を管理する場合でも、県は何もしないまま桜が生えているのを見過ごしていいわけではなく、市が対応するなら書面等を交わしておくべきだし、電話で聞いたことだけで何も対応せず、ましてや記録も残さないというのは不適切な事務であり、非開示決定とした理由としておかしいと主張する。

これに関して、実施機関は、令和6年4月に地元住民から情報提供を受け、同月、実施機関から植樹を行った団体及び桜の苗木を交付した瀬戸内市役所に対し電話で聞き取り調査を行ったところ、当該桜が河川管理上の支障となる恐れがある場合には市が対応するとの回答が得られたため、国基準で示されている「民間団体等については植樹した樹木が地方公共団体等に引き継がれること等によりその維持管理が確実に行われるもの」に該当し、今後市から河川法の許可申請が出されるよう調整する必要はあるが、一旦対応は終了したものと認識していたことから、令和6年7月時点では河川管理上特段支障がないものと整理し、植樹を行った団体に対する指導は行っておらず、経緯が分かる記録の作成もしていなかったため、文書不存在として非開示決定を行ったものであると説明している。

これらの主張及び説明を踏まえて審査したところ、当時、備前県民局建設部管理課では、上記のとおり、令和6年7月時点では河川管理上特段支障がないものと整理し、植樹を行った団体に対する指導は行わず、経緯が分かる記録も作成しなかった等と説明している。記録が作成されていないことの是非は別として、本件対象文書が存在しないとする実施機関の主張について、特段、不自然な点は認められず、本件対象公文書が存在していない以上、本件処分についても不合理とまではいえない。その他、本件対象公文書が存在することをうかがわせるに足りる事情も認められない。

なお、実施機関が、瀬戸内市との合意内容及びその対応記録について文書を作成していないことについては、行政機関における事務処理の在り方として、実施機関の対応の是非についての疑念を生じさせるおそれがあるため、今後は、県民に対する説明責任、事務運営上の必要性等の観点から、その経緯や内容について何らかの記録を作成して残すことが望まれる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張に関しては、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 2 月 5 日	実施機関から諮問を受けた。
令和7年 3 月 2 5 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和7年 4 月 3 0 日 (審査会第2回)	審査請求人及び実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和7年 5 月 2 7 日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和7年 6 月 2 4 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和7年 7 月 3 1 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
伊 藤 健	岡山大学学術研究院 社会文化科学学域・法学部講師	
豊 田 ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	岡山大学名誉教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。